

不動産の所有者の方

令和8年  
4月1日  
から

# 住所・名前の 変更登記が 義務化 法人も対象 されます



登記に関するルールが変わり、令和8年4月以前(義務化前)の変更は  
令和8年4月1日から令和10年3月末までに登記が必要です。

**POINT 1**  
**2**年以内に登記が必要

令和8年4月1日から、不動産の所有者は  
住所や氏名・名称の変更日から  
2年以内に変更登記をすることが  
義務付けられます。

**POINT 2**  
**5**万円以下の過料

正当な理由なく義務に違反した場合  
5万円以下の過料が課せられる  
可能性があります

## 住所等変更登記の義務化とは？

不動産(土地・建物)の所有者(登記名義人)は、所有権の登記をした後に、氏名・住所(法人の場合は名称・住所)について変更があったときは、その変更日から2年以内に変更登記をすることが法律上の義務になります。

## 住所等変更登記が義務化されるのはなぜですか？

不動産登記簿を見ても、所有者やその連絡先が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるなど、社会問題となっています。この問題を解決するため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった住所等変更登記が義務化されることになりました。

これから発生する住所・名前の変更登記に備えて  
準備をしておきたい方や詳しく知りたい方、  
お気軽に**司法書士**へご相談ください。



日司連公式キャラクター  
しほ〜しし®

お問い合わせは下記お電話までお気軽にどうぞ

秋田県司法書士会 TEL.018-824-0055

秋田市山王6丁目3番4号

月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時まで

秋田県司法書士会

検索

